

令和 7 年度 渡名喜村多用途住宅建設工事（機械設備）

図面目録			
図面番号	図面名称	縮尺	
		(A1)	(A3)
M-00	表紙-図面目録	NO SCALE	NO SCALE
M-01	特記仕様書（機械設備）	NO SCALE	NO SCALE
M-02	衛生器具・機器表・換気機器表・空調機器表	NO SCALE	NO SCALE
M-03	外部配管図・樹表（衛生設備）	1/50	1/100
M-04	平面図詳細図（衛生・消火設備）	1/30	1/60
M-05	平面図詳細図（換気・空調設備）	1/30	1/60
M-06	設備関連特記事項	NO SCALE	NO SCALE

渡名喜村 経済課

工事名称	令和 7 年度 渡名喜村多用途住宅建設工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	渡名喜村1918番地			図面名称	表紙-図面目録	
発注機関	渡名喜村 経済課			縮 尺	NO SCALE	
摘 要				図面番号	M-00	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計	
				資格者氏名	眞志保 博基	
				登録番号	1級建築士第事務所 1 4 4 - 3 3 号 1級建築士登録（大臣）第 3 2 0 9 9 7 号	
				所 在 地	沖縄県那覇市首里山川町3丁目6番9号	

○工事概要

1. 工事概要
2. 工事場所
3. 建物概要
- ：令和 8 年度 渡名喜村多用途住宅建設工事
- ：渡名喜村1918番地

建 物 名 称	構造	階 数	延べ面積 (m2)	用 途 区 分
				消 防 法 施 行 令 別 表 第 一
住 宅 （Ｂタイプ）	木造	1階建	129.18	5項（ロ）

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

配管仕様一覧表

施工場所 種類	床下配管	屋外露出	屋外埋設配管	備 考
給水配管	ポリエチレン管 さや管	SGP-VB	HIVP	
		塗装仕上げ	標示シート	
排水配管 通気配管	VP	VP	VP	
		塗装仕上げ		
給湯配管	外面被覆銅管	外面被覆銅管	無し	
	保温材（ホ [®] リエフレ [®] ）	保温材（ホ [®] リエフレ [®] ）		
ガス配管	PLP	PLP	PLP	
		塗装仕上げ	標示シート	
空調ドレン管	VP	VP	-	
	保温（GW）	塗装仕上げ		
冷媒配管	冷媒被覆銅管 （10mm+20mm）	冷媒被覆銅管 （10mm+20mm）	-	
		スリムダクト		
換気ダクト	スパイラルダクト			
	RW50t又は同等品			

※給湯配管はHTVP使用禁止。

※排水配管はVU使用禁止。

○消火器・設置上の注意事項・各階共通事項

- ・防火対象物の各部分から、歩行距離が20m以内に設置する事。
- ・消火器具は、床面からの高さが1.5m以内の箇所に設ける事。
- ・「消火器」、と表示した標識を見やすい位置に設ける事。

1. 共通仕様

- ・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」
- ・その他関係図書
完成時提出図面（完成図、施工図は二つ折り製本2部、機器完成図2部）その他設計監理の指示による。

2. 特記事項

1) 一般共通事項

- ・屋外に使用する伸縮継ぎ手、防振継ぎ手、フレキシブルジョイント等のフランジ、ユニオンは全てSUS製品とする。
- ・屋外に使用する吊り金物、支持金物、ボルトナット、座金等は全てSUS製品とし絶縁テープを使用すること。
- ・空調屋外機は耐塩処理（県内工場）を施す。
- ・本物件は「伝統的建造物群保存地区」に該当しているため、見えがかり部分の配管、機器等に関して塗装もしくは目立たないような配慮を施すこと。（屋内屋外露出配管全て塗装）※塗装色は監理者と協議し決定する事。
- ・物件設置申請を行い工事完了までには共用開始が出来るようにする。
- ・各設備の配管材は左記の別表による。

2) 衛生器具設備

- ・衛生陶器の色は、サンプルを提出し施主又は監理者と協議し決定する。
- ・給水栓は節水コマ付とする。（JWWA（日本水道協会）認定品）
- ・衛生器具の取付位置は施工前に監理者と調整すること。

3) 給水設備

- ・給水方式は、水道直結方式とする。
- ・渡名喜村水道本管より分岐し引き込み、水道メーターを経由後上記の方式にて必要箇所に供給する。
- ・給水工事は事前に渡名喜村経済課と打ち合わせを行い施工にあたる。
- ・水道引込負担金、検査時（簡易水道・水質検査）における費用は、施工業者負担とする。
- ・本工事に必要な給水は工事請負者負担とする。
- ・水圧試験（1.75MPa）を60分以上行う。（水道事業者に規定がある場合はそれによる。）
- ・図面に記入無き給水配管は最少20Aとする。

4) 排水設備

- ・排水方式は、汚水・雑排水分流方式とする。
- ・排水工事は事前に渡名喜村経済課と打ち合わせを行い施工にあたる。
- ・放流先は、敷地内下水道配管へ接続とし放流とする。
- ・満水試験（0.03MPa以上）を30分以上行う。
- ・小口径枳の仕様は口径150φ以上とする。（排水枳表参照）
- ・配管仕様は別表による。

5) 給湯設備

- ・給湯器のリモコンケーブルの入線結線は本工事、配管は電気工事とする。
- ・水圧試験は（1.75MPa）を60分以上行う。（水道事業者に規定がある場合はそれによる。）
- ・給湯器の配管接続部分には絶縁継ぎ手を使用する。

6) 消火設備

- ・消火器具 4,6型  ←各階シンボル表記

7) 空気調和・換気設備

- ・空調機の室外機吊り金物は現場溶接で製作しないこと。既製品を使用すること。（溶融亜鉛メッキ仕上）
- ・室外機の基礎はコンクリート製とする。既製品でもよい。
- ・気密試験は（0.03MPa以上）30分以上行う。
気密試験は製造者の設計圧力以上の圧力とする。
- ・空調換気機器表内の換気扇静圧は設計参考値とし、
施工図完了後再検討すること。
- ・室外機は目立たないよう配慮し、ラティス等で目隠しを施すこと。（建築工事）

工事名称	令和 7 年度 渡名喜村多用途住宅建設工事			工事年度	令和 7 年度		
工事場所	渡名喜村1918番地			図面名称	特記仕様書（機械設備）		
発注機関	渡名喜村 経済課						
摘 要				縮 尺	NO SCALE		
				図面番号	M-01		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 宮平設計	
					資格者氏名	眞志保 博基	
					登録番号	1級建築士第事務所144-33号 1級建築士登録（大臣）第320997号	
					所 在 地	沖縄県那覇市首里山川町3丁目61番9号	

衛生器具

名 称	参 考 規 格	ト イ レ	脱 衣 室	外 部	合 計	備 考
洋風大便器・紙巻器	CS597BMS・SH596BAYR・TCF5831AUP・YH50	2			2	・ウツェレット 100V 1261w
洗面化粧台	LDSFB075BCLDN1・LMFB075A3GLC1G		2		2	・通常グレード水栓 ・化粧台本体ハイグレードタイプ
洗濯パン・洗濯機用水栓	PWP640N2W・PJ002・TW11R		2		2	・640*640mm
水栓類	T28AKUH13			2	2	・ホース接続 キー式
タオルリング	YT408R		2		2	・丸形 SUS製
フロアキャビネット	UGLD005	2			2	・埋込タイプ
ウォールキャビネット	UGW103	2			2	・埋込タイプ
手摺	YHB603	2			2	・I型

衛生機器

記 号	名 称	仕 様	電 源			台数	備 考
			φ	v	w		
WH0-1	石油給湯器	型式 : 水道直結式 屋外用開放型・沖縄仕様 燃料消費量 : 41.36kW (4.02L/h) 仕様 : 寸法 300*530*845H 重量 : 29.0kg 付属品 : リモコン(1台)・リモコンケーブル・配管化粧カバー その他付属品一式	1	100	点火時 17w 燃焼時 52w	2	
OT-1	石油タンク	型式 : 給湯器用灯油タンク (SUS製) 仕様 : 寸法 380φ*920H 参考重量 : 10.0kg	-	-	-	2	

空調機器表

○室外機												○室内機						
機器番号	機器名称	冷房能力	暖房能力	電気容量				冷媒配管		台数	設置場所		機器番号	機器名称	台数	設置場所		備考
				消費電力 (kw)		電源		送風機 内/外	液管		ガス管	階				部屋名		
		kw	kw	冷房時	暖房時	φ	v	w	φ		φ							
ACR-1	ルームエアコン(沖縄仕様)	2.5(0.4～3.7)	2.8(0.3～6.2)	0.500	0.515	1	100	-	6.35	9.52	2	1	屋外	ACR-1	ルームエアコン(壁掛)	2	1	和室
	ハイグレードタイプ																	

○標準付属品 (ACR)

1. ワイヤレスリモコン・2. 室外機転倒防止用ワイヤー (SUS製) ・3. ドレンホース、ドレン用逆止弁・4. 基礎ブロック

○注記

1.耐塩処理を施す。端子壁にヤモリガード対策を施す。(原則、県内工事施工とし5年間保証とする。)

6.電気容量は参考値とする。

2.室外機基礎は本工事とする。

7.冷媒配管分岐ユニットサイズは各メーカー確認する事。

3.室外機の据え付けボルト、ナットはステンレス製とする。

8.冷房能力及び暖房能力は JIS C 9612に規定された定格条件による。

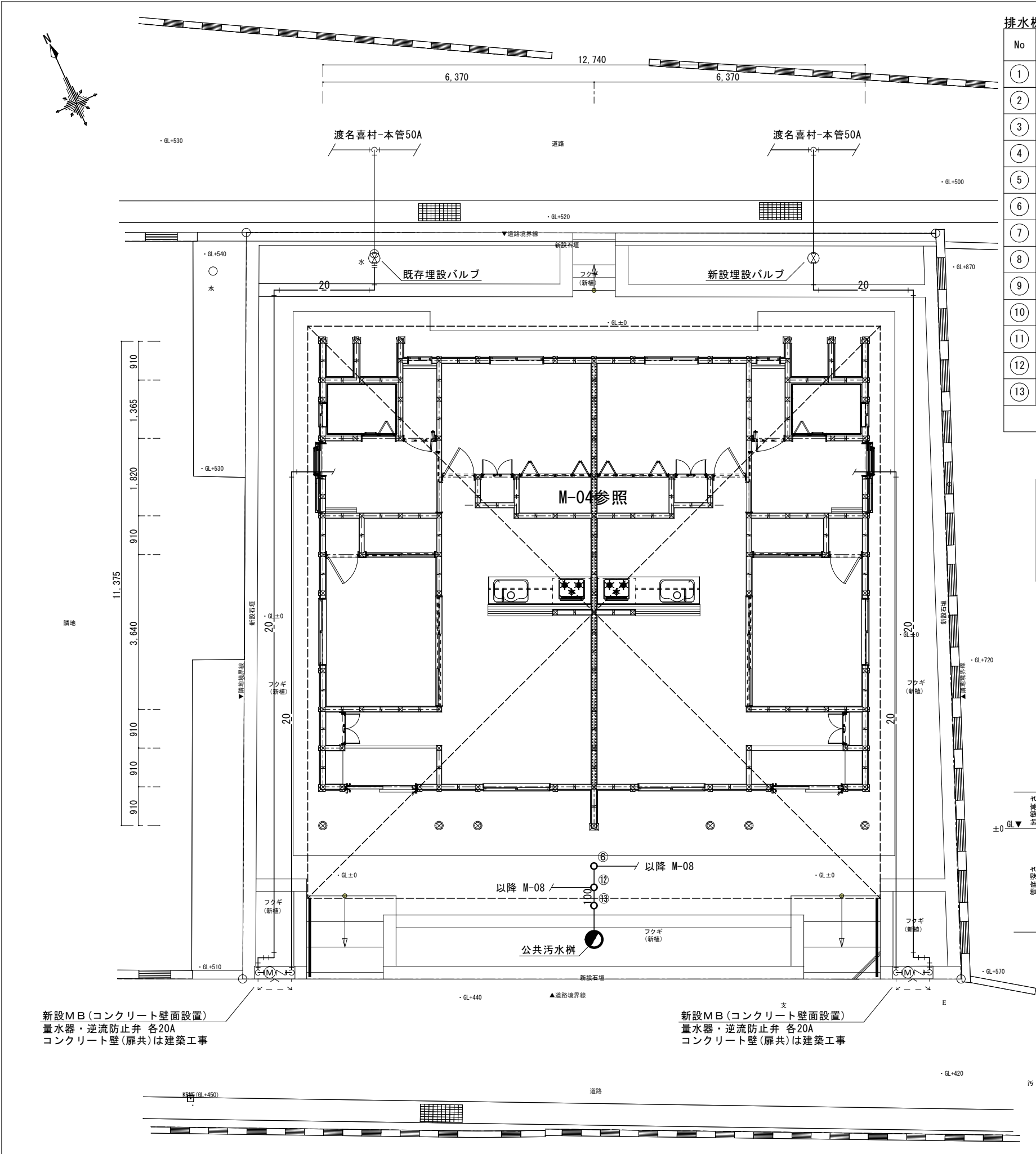
4.冷媒配管の屋内外露出部分はスリムダクト仕上げとする。

9.冷房能力及び暖房能力は JIS B 8616 に規定された定格条件による。

5.室内機と室外機の制御用配線は本工事とする。なお冷媒配管と共巻きとする。

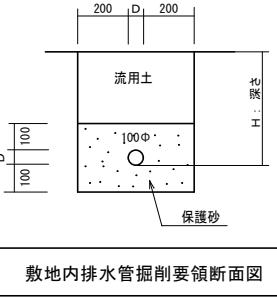
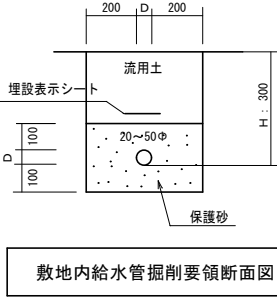
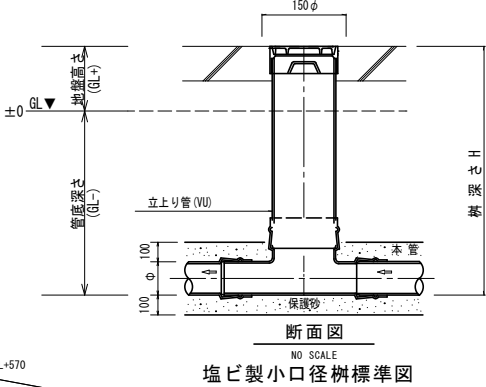
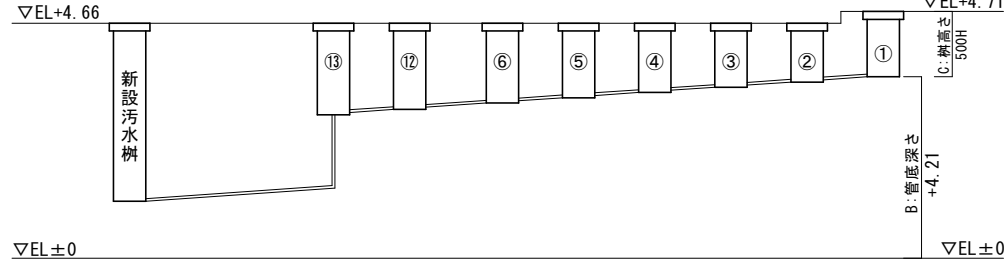
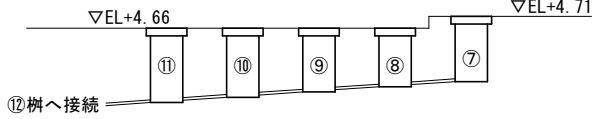
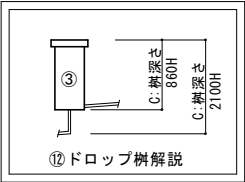
○天埋換気扇											
機器番号	機器仕様	総数	ダクト径	風量	静圧	電 源			設置場所		
			φ	m3/h	Pa	φ	v	w	階	部屋名	各設置数
FV-1	低騒音型 (本体樹脂製)	2	100	50	50	1	100	3.9	1	トイレ	2
FV-2	低騒音型 (本体樹脂製) ユニット工事	2	100	100	50	1	100	4.9	1	UB	2
FV-3	レンジフード ユニット工事	2	150	300	50	1	100	29	1	LDK	2
OA-1	壁付自然給気口 (給気口・パイプフード共)	4	150	-	-	-	-	-	1	洋室	2
									1	和室	2
○標準付属品 (換気扇)											
1. スイッチ (2段速調・強弱) ・2. 吊金具・3. パイプフード (耐外風雨型・SUS製)											
○注記											
1. 24時間換気用の換気扇スイッチには、その旨のシールを貼ること。 3. パイプフード・ベントキャップ類は、指定色塗装 (外壁色) を施す。											
2. 電気容量は参考値とする。 4. 換気機器類のリモコン配線、配管工事は電気設備工事とする。											

				Bタイプ	
工事名称		令和7年度 渡名喜村多用途住宅建設工事		工事年度	令和 7 年度
工事場所		渡名喜村1918番地		図面名称	衛生器具・機器表・換気機器表・空調機器表
発注機関		渡名喜村 経済課			
摘 要				縮 尺	NO SCALE
				図面番号	M-02
検 印	管理建築士		設 計	製 図	
				名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	眞志保 博基
				登録番号	1級建築士第事務所144-33号 1級建築士登録(大臣)第320997号
				所 在 地	沖縄県那覇市首里山川町3丁目61番9号

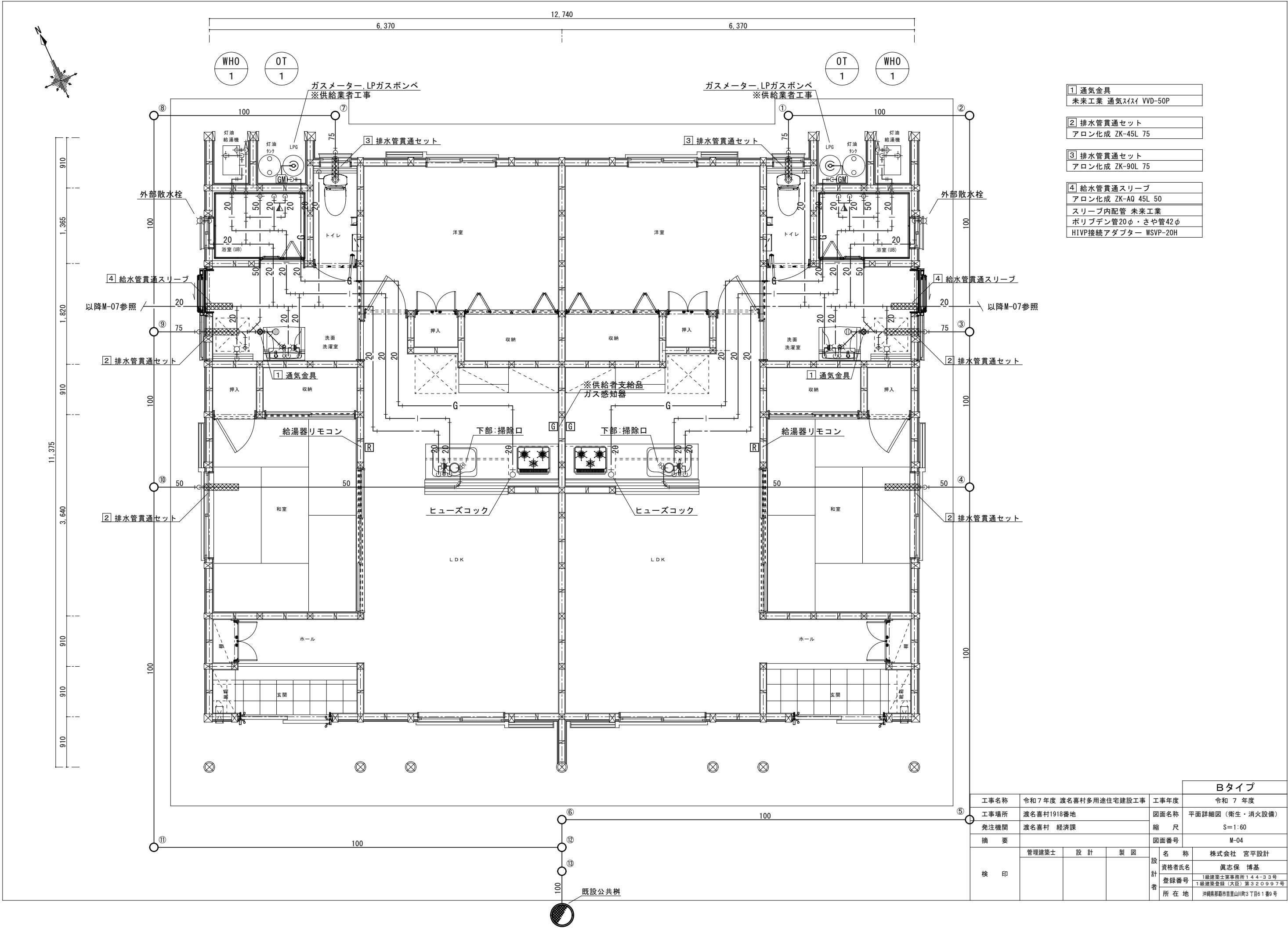


排水樹表

No	A:地盤高さ (m) (EL~樹蓋)	B:管底深さ (m) (EL~管底)	C:樹深さ (m) (樹蓋~管底)	流入×放流×インバート	樹口径	樹 蓋	樹仕様
①	+4.71	+4.21	500H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
②	+4.66	+4.14	520H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
③	+4.66	+4.13	530H	100φ × 100φ × 90YT	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
④	+4.66	+4.09	570H	100φ × 100φ × 90YT	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑤	+4.66	+3.97	690H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑥	+4.66	+3.82	840H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑦	+4.71	+4.21	500H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑧	+4.66	+4.14	520H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑨	+4.66	+4.13	530H	100φ × 100φ × 90YT	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑩	+4.66	+4.09	570H	100φ × 100φ × 90YT	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑪	+4.66	+3.97	700H	100φ × 100φ × 90L	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑫	+4.66	+3.81	850H	100φ × 100φ × 90YT	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
⑬	+4.66	+3.80 +2.56	流入:860H 放流:2100H	100φ × 100φ × DRP	150φ	樹脂製 T-2 150φ	小口径樹
新設公共汚水樹に接続 A地盤高さ: +4.66 B管底深さ: +2.54 C樹深さ: 2120H							



Bタイプ			
工事名称	令和7年度 渡名喜村多用途住宅建設工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	渡名喜村1918番地	図面名称	外部配管図・樹表 (衛生設備)
発注機関	渡名喜村 経済課	縮 尺	S=1:100
摘 要		図面番号	M-03
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	資格者氏名	登 録 番 号	所 在 地
	株式会社 宮平設計	眞志保 博基	1級建築士事務所 144-33号
			1級建築登録 (大臣) 第320997号



- 1

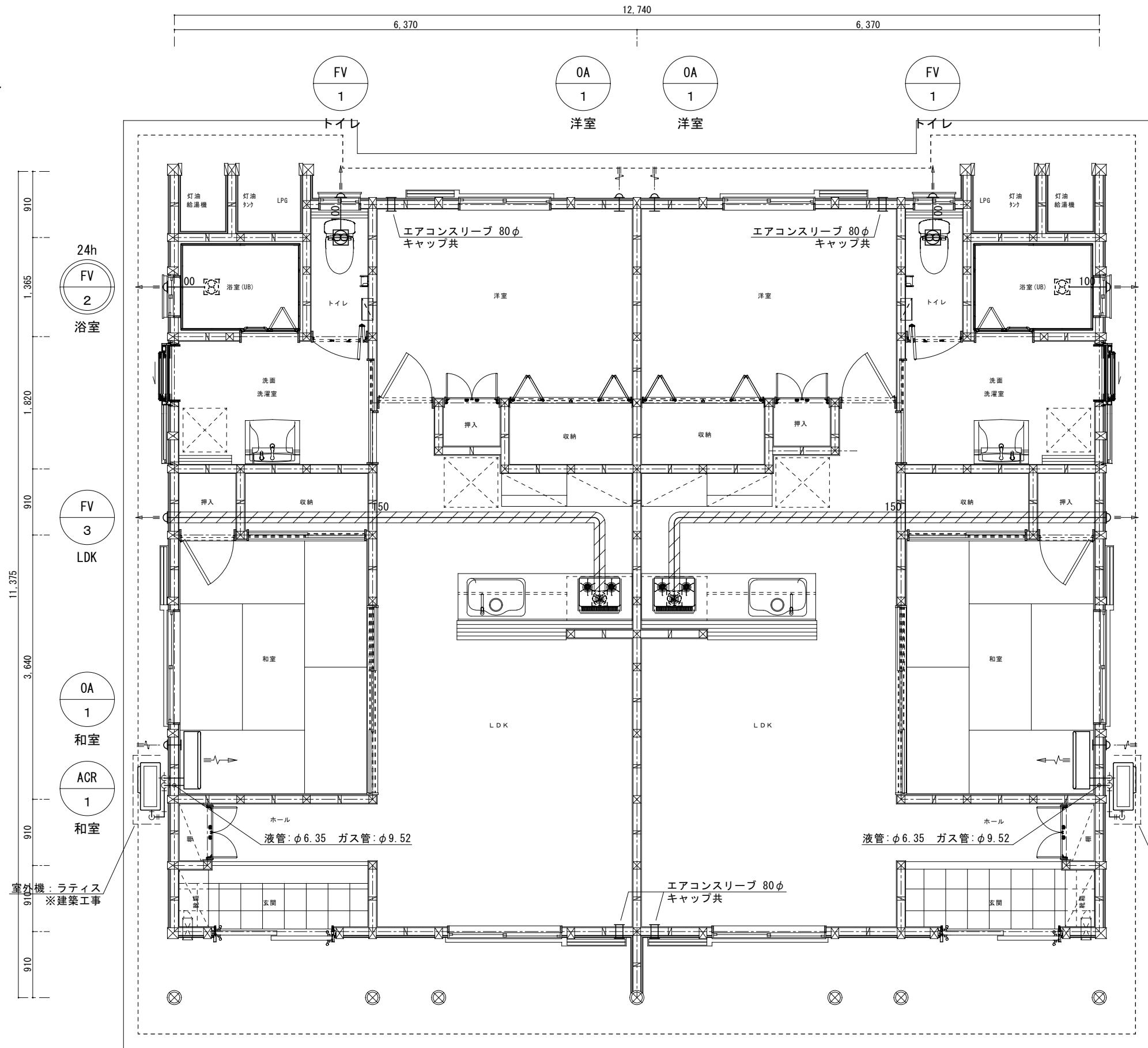
通気金具
未来工業 通気スライ VVD-50P
- 2

排水管貫通セット
アロン化成 ZK-45L 75
- 3

排水管貫通セット
アロン化成 ZK-90L 75
- 4

給水管貫通スリーブ
アロン化成 ZK-AQ 45L 50
スリーブ内配管 未来工業
ポリブデン管20φ・さや管42φ
HIVP接続アダプター WSPV-20H

Bタイプ					
工事名称	令和7年度 渡名喜村多用途住宅建設工事	工事年度	令和 7 年度		
工事場所	渡名喜村1918番地	図面名称	平面詳細図（衛生・消火設備）		
発注機関	渡名喜村 経済課	縮 尺	S=1:60		
摘 要			図面番号	M-04	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	眞志保 博基
				登録番号	1級建築士登録事務所144-33号 1級建築登録（大臣）第320997号
				所 在 地	沖縄県那覇市首里山川町3丁目61番9号



- 特記事項
- ・ = 24時間換気を示す。
 - ・ = ロックウール50t、他同等品巻とする。
 - ・ 室外機は目立たないようにラティス等で目隠しを施すこと。(建築工事)

室外機: ラティス
※建築工事

室外機: ラティス
※建築工事

Bタイプ					
工事名称	令和7年度 渡名喜村多用途住宅建設工事	工事年度	令和 7 年度		
工事場所	渡名喜村1918番地	図面名称	平面詳細図 (換気・空調設備)		
発注機関	渡名喜村 経済課	縮 尺	S=1:60		
摘 要		図面番号	M-05		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	眞志保 博基
				登録番号	1級建築士事務所 144-33号 1級建築登録 (大臣) 第320997号
				所 在 地	沖縄県那覇市首里山川町3丁目61番9号

設備関連法規特記事項	(ア) 防火区画を貫通する配管等の措置 建令 112 条第 20 項 建令 129 条の 2 の 4	二面以上の断面図	消防設備関連特記事項	給排水設備 配管設備の構造詳細図 令第 129 条の 2 の 4	図面 NO.
1. 電気設備については建築基準法32条1項で定める規定に従う。 2. 給水設備については水道法16条（同法施工令5条）で定める規定に従う。 3. 給湯設備（電気温水器）の転倒防止については平24年 国交省告示第1447号 第5で定める規定に従う。 4. 排水設備（下水道）については下水道法10条1項（同法施工令8条）で定める規定に従う。 5. 都市ガスの設備についてはガス事業法第40条の2第2号（同法施工規則108条）で定める規定に従う。 6. 液化石油ガス（LPG）の設備については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2で定める規定に従う。 7. 浄化槽の設置については浄化槽法3条各項及び3条の2で定める規定に従う。 8. 火を使用する設備及び火災予防設備等については消防法9条で定める条例、住宅用防災機器については同法9条の2（同法施工令5条の6）で定める規定に従う。 9. 建築設備の支持構造部および緊結金物で腐食のおそれがある部分には平24年 国交省1447号 第1に従い防腐措置を講じること。 （令129条の2の4第1号） 10. 配管設備の構造は平24年 国交省告示1447号第4の規定に従う。 （令129条の2の4第1号 及び 第2号） 11. 配管・風道が令112条20項に規定する防火区画および令114条に規定する界壁、防火上主要な間仕切壁または隔壁を貫通する場合は、モルタルまたはロックウールを充填すること（令112条20項、昭48建告2565号、令2年 国交省告示第508号） 12. ガスおよび換気設備は、ガス事業法施行規則108条の規定に従う。 13. 消防用設備などは、消防法17条の規定に従い設置する。 （消防法施行令2章、消防法17条2項に基づく条例） 14. 受水槽の構造は、令129条の2の4 第2項・第3項、平22年 国交省告示第243号第1及び第2の規定に適合すること。 （マンホール、オーバーフロー管、通気管の設置など） 15. 通気管の構造は、平22年 国交省告示243号第2 第5項の規定に適合すること ※配管等は建築場所の行政等における仕様にに基づくものとする。	・給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 ・給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	<			